



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 田中 孝史
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@gmail.com

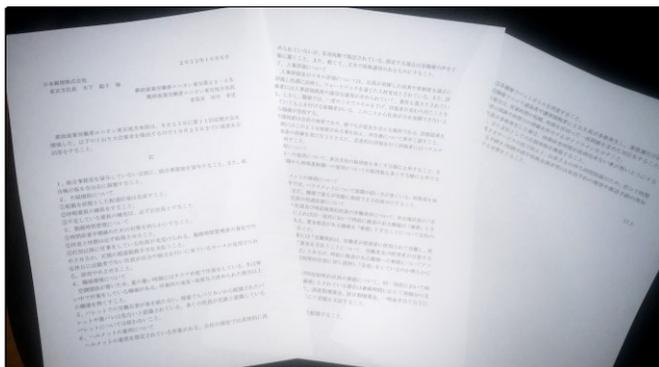
10月6日提出
 交渉11月24日

大会要求の支社交渉をおこなう

現場の実態を把握していない対応

11月24日第11回定期大会要求の交渉が行われました。大会で出された意見を集約した要求書で、項目ごとに意見交換を行いました。

組合事務局・掲示板についての一部事務所との回答に対して、分会のある支部について他労組と同様の貸与は、出来ないということではない。場所等があれば可能で、各局対応となると回答。支部要求等に対していくことを確認しました。



支社に提出した11項目の大会要求

区分機にパターンを入力すれば可能ではないか。詳しくないので答えられない。支社としては配置を変えて(補助等の配置など)、調整していく考えである。

勤務時間管理については、前日大区分・通しによる超勤の根絶については力を入れて各局やっているよ。うだが、時間前・打刻以降・休憩時間のサービス残業についてはは見えて見ぬふりをしてる。会社としての防止策をとるの質問、葛西局で行なった施策を紹介したが、それを他局へ波及することはない。働いた分の賃金の支払いを行うことを確認。具体的に出された局所に対しては直接指導していく、と回答。

職場環境については、支社から担当へ伝えていくというところで整理。支部要求等で対応していきます。危険なパレットについては、適正な使い方の指導をする。危険なものを変えてくが、使用しないとはならない。安全性を考えて使用する。今後の大きな課題となっている。ヘルメットについては、各局で調査して安全性のあるものにしていきたい。人事評価について、特に苦情相談は会社の制度でありながら説明不足。評価結果等に文章を印刷するなど工夫することを指摘。また、評価者の責任の重要さを理解していない役職者が多い。会社の責任での指導を確認しました。

非正規社員の「兼務」について、時給の差がある兼務作業について、そのことが正当とされる規定等の提出を確認しました。

コロナ関係では、葛西局での事例を出し、昼休憩に二時間くらい窓口の閉鎖が出来ないようにするべき。ガイドライン(何人休めば)はない。今後は職場の判断を優先してほしい。意見として聞くとしたか答えられませんでした。

今後の課題等が見えた交渉でした。次は年繁交渉が控えています。各職場で問題がありましたら地本へ連絡をお願いいたします。

2023

新春のつどい&



春闘講演会

2023年1月8日(日)

18時

豊島区民センター会議室503

講演:「生活できる賃金をどう勝ち取るか」(仮題)

講師:調整中

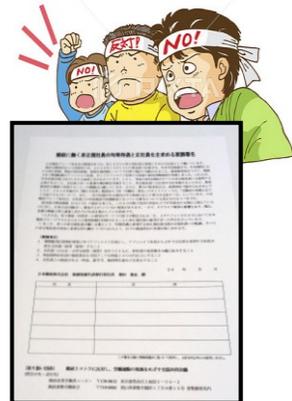


主催:郵政ユニオン
 東京地本・関東地本

岸田政権は成長と分配の必要性を訴えながらもアベノミクスを継承し、具体的な方策を示せていない▼コロナ禍で経済に痛手を負った欧米各国、中国は急速に景気回復しているが日本は沈んだまま。2月のロシアのウクライナ侵攻で食料品の相次ぐ値上げ。さらに欧米各国は、インフレ対策、金利の上昇、日本との金利の差が大きくなり悪い円安が進んでいる▼そんな中、経団連は5%の賃上げを加盟各社に要請するという。マスコミもこぞって宣伝している▼5%の内訳は定期昇給が2%、ベアが3%だという。しかし、度重なる物価上昇では5%の賃上げでは追いつかないのが現状だ▼郵政では7年連続でベアゼロだ。今こそ要求でたたかう労働組合の出番だ。経団連主導の賃上げでなく生活実態に即した賃上げを獲得するために、郵政ユニオンに結集しよう。

(I)

均等待遇と正社員化を求める署名 積極的に取り組もう!



最高裁判決から約1年後の2021年9月に会社は「最高裁判決を踏まえた労働条件の見直し」(案)を提案してきました。当初、案は不合理な格差と認められた高裁判決を骨抜きにしたような見直し案であり、本部は「制度改悪反対ビラ」を作成し、全国宣伝行動を展開するとともに、日本郵政グループ各社に対し要求書を提出してきました。

高裁判決に基づく画期的な成果であり運動とたたかいたことによって切り開いてきたものです。23春闘では、3年でアソシエイト社員後、アソシエイト社員から2年で正社員を希望する社員全員を正社員へ採用(登用)することなど、さらなる前進のための重要なとり組みとなります。

23春闘時期の2023年3月3日(金)第一波行動として、「郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める本社前要求請行動」で署名提出をとりくみます。最高裁判決をもとに真の格差是正へさらなる前進のため、皆さんの署名へのご協力をよろしくお願ひします。

末愛砂さんのお話を聞くことができました。憲法24条には両性の本質的平等と個人の尊厳がうたわれており、憲法9条は平和を維持するためにとよく知られているけれど、24条の中身をもっと知る必要があると訴えていました。清未教授は家制度に振り回されたお母様の生き方から学び、「母のような人を二度と生んではいけない」という強い思いから、平和主義の観点へ、憲法24条の意義をとらえていく研究者になられたとのことでした。

強く問われていると結ばれました。日本国憲法はやっぱり変えてはならぬと強く感じた瞬間でした。

郵政ユニオンの要求書に対し、有給の病気休暇については当初の会社提案15日を大幅に上回る一年度に30日(勤続10年以上は60日)の付与を勝ちとることができました。新型コロナウイルスに感染し、病休となれば正社員は有給、非正規社員は無給であったものが、有給になったことにより安心して療養することができるようになりました。

さらには、年始期間の祝日給は出勤すれば祝日割増賃金が今年から支給されることになりましたが、夏期1日、冬期1日を削減する夏期冬期休暇の見直しは1年先送りとなりました。23春闘期に会社側から再提案されることから、今回とりくむ署名は極めて重要となります。こうした処遇改善は、最

はたらく女性の中央集会在大阪が11月19日(20日開催)されました。新型コロナウイルスの第8波かと思われる感染者が徐々に増え始めているなか、リモート参加も含めて500人の全国の女性が集まり、「武力で平和は守れない いまこそ憲法9条の力を生かそう 生き生き働ける社会の実現と

いのち、くらし、平和もある女性の共同でジェンダー平等の実現」をスローガンに集まった女性たちは、分科会、全体会に参加して日頃の仕事での疲れを癒され、争議活動の支援をたくさんいただいた元気をもらう場所になりました。

記念講演は「平和とジェンダー正義を求めて」と題し 室蘭工業大学教授 清

また、生理休暇の無給化提案に対して、要求書の提出と併せ女性部は全国的なアンケートをとりくみ、女

個人の尊厳と ジェンダー平等の実現を

働く女性の中央集会在大阪



写真右：分科会で生理休暇無給化を押し返した経験の報告をおこなう有村女性部長。左：京都の東福寺に行く途中で見つける。のぼり旗には「働く女性の守り本尊」とある。



写真右：分科会で生理休暇無給化を押し返した経験の報告をおこなう有村女性部長。左：京都の東福寺に行く途中で見つける。のぼり旗には「働く女性の守り本尊」とある。

ホームページ
はこちら



- 当面の行動日程**
- 12月1日(木) 全労連・東京地評争議支援総行動 最賃シンポジウム (連合会館) 18時
 - 3日(土) 東京全労協 定期大会(全水道会館) 13時
 - 6日(火) 23けんり春闘 発足&学習集会 18時30分
 - 8日(木) 第3回地本 文京区民センター 執行委員会
 - JAL争議決起集会 文京区民センター 18時30分
 - 18日(日) 東京母親大会 (浅草公会堂)
 - 22日(木) 労契法20条 集団訴訟裁判 東京地裁510 10時30分
 - 労契法20条追加訴訟 裁判(東京地裁709) 11時30分